附属書三―D　原産地に関する申告文

原産地に関する申告は、次に掲げる複数の言語による申告文のうちの一の言語による申告文を用いて、及び輸出締約国の法令に従って作成するものとする。当該原産地に関する申告が手書きである場合には、インキにより活字体で記すものとする。当該原産地に関する申告については、それぞれの注に従って作成する。注は、再度記載する必要はない。

日本語による申告文

（期間……から……まで（注1））

この文書の対象となる産品の輸出者（輸出者参照番号……（注2））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地……（注3）が特恵に係る原産地であることを申告する。

（用いられた原産性の基準（注4））

……

（場所及び日付（注5））

……

（輸出者の氏名又は名称（活字体によるもの））

……

（ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語による申告文は省略）

注1　原産地に関する申告が第三・十七条5(b)に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合には、当該申告が適用される期間を記載する。当該期間は、十二箇月を超えてはならない。当該原産品の全ての輸入は、記載された期間内に行われなければならない。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注2　輸出者が特定される参照番号を記載する。欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州連合の法令に従って割り当てられる番号とする。日本国の輸出者については、当該参照番号は、日本国の法人番号とする。輸出者が番号を割り当てられていない場合には、この欄は、空欄とすることができる。

注3　産品の原産地（欧州連合又は日本国）を記載する。

注4　場合に応じて、次の一又は二以上の記号を記載する。

第三・二条1(a)に規定する産品については、「A」

第三・二条1(b)に規定する産品については、「B」

第三・二条1(c)に規定する産品については、「C」（当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付する。）

関税分類の変更の基準については、「1」

非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）又は最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）の基準については、「2」

特定の生産工程の基準については、「3」

付録三―B―1第三節の規定の適用がある場合については、「4」

第三・五条に規定する累積を適用する場合には、「D」

第三・六条に規定する許容限度を適用する場合には、「E」

注5　場所及び日付は、これらの情報が文書自体に含まれる場合には、省略することができる。

附属書三―E　アンドラ公国に関する附属書

1　アンドラ公国の原産品であって、統一システムの第二五類から第九七類までの各類に分類されるものは、この協定に規定する欧州連合の原産品として日本国によって認められる。

2　1の規定は、欧州経済共同体とアンドラ公国との間の書簡の交換の形式による協定の締結に関する千九百九十年十一月二十六日の閣僚理事会決定第九〇・六八〇・EEC号によって設立された関税同盟に基づき、欧州連合が日本国の原産品について適用する待遇と同一の関税上の特恵待遇をアンドラ公国が当該原産品について適用することを条件として、適用する。

3　この附属書の規定の適用上、第三章の規定を準用する。

附属書三―F　サンマリノ共和国に関する附属書

1　サンマリノ共和国の原産品は、この協定に規定する欧州連合の原産品として日本国によって認められる。

2　1の規定は、千九百九十一年十二月十六日にブリュッセルで作成された欧州経済共同体とサンマリノ共和国との間の協力及び関税同盟に関する協定に基づき、欧州連合が日本国の原産品について適用する待遇と同一の関税上の特恵待遇をサンマリノ共和国が当該原産品について適用することを条件として、適用する。

3　この附属書の規定の適用上、第三章の規定を準用する。

附属書六　食品添加物

両締約国は、第六章の規定を達成するため、食品添加物の申請及び承認手続に関する透明性及び予見可能性の重要性を認識し、並びに次の事項を再確認し、及び約束する。

1　両締約国は、食品添加物についての関連する指針が公式ウェブサイトにおいて無料で入手可能であることを認識しつつ、当該指針を英語により入手可能なものとすることを奨励される。一方の締約国の要請があった場合において、可能なときは、他方の締約国は、個別の指針を英語に翻訳することを検討する。

2　各締約国による情報の要求は、食品添加物の承認のために必要なものに限られる。

3　各締約国は、食品添加物、酵素、加工助剤又は栄養素に関し、これらの承認のための関連する国際的な基準及び指針（その範囲、定義及び原則を含む。）並びに国際機関による危険性の評価を考慮する。

4　一方の締約国は、他方の締約国が標準処理期間に従って承認手続を行うことを正当に期待することができることを確認する。各締約国は、次のことを約束する。

(a)　食品添加物の承認が不当に遅延することなく行われ、完了すること。

(b)　食品添加物の承認のための各手続の標準処理期間が公表されること。

5　両締約国は、食品添加物に関するそれぞれの承認手続に重大な変更が行われた場合には、第六・十一条に規定する手続を適用する。

6　この附属書のいかなる規定も、両締約国が第六章の規定の趣旨に従って自国の承認手続の設定、維持、改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。

7　締約国は、この附属書の規定の下での問題について、第六章の関連する規定に従い、かつ、これらに反することなく、第二十一章の規定による協議及び紛争解決の手続を適用することができる。

附属書八―A　金融規制に関する協力

規制に関する協力

1　両締約国は、国際金融の安定性、公平かつ効率的な市場及び投資家、預金者、保険契約者又は信託上の義務を金融サービス提供者が負う者の保護を更に強化することを目的として、二国間及び国際機関の場において協力する（以下この附属書において「規制に関する協力」という。）。

2　両締約国は、規制に関する協力において、多数国間で合意された原則及び信用秩序の維持に係る基準に立脚し、並びに5から12までに定める原則であって、19から21までに規定する枠組みにおいて実施されるものに従う。